

①対象地域：特定地域及び準特定地域

②フォローアップの公表開始時期：平成29年夏頃

③労働環境改善に係る評価手法（案）

I. 特定地域等指定基準に基づく指標（国が集計）

- 日車營收の改善度
- 実在車両数と適正車両数の乖離率の改善度
- 実働実車率の改善度
- 赤字事業者車両数シェアの改善度 等

II. その他労働環境改善に係る指標（協会等が集計）

- 賃金の改善度
- 運転者負担の解消割合
- 平均車齡の改善度
- キャリアパス明示・スキル評価の有無 等

輸送実績報告等による全事業者調査



アンケート等によるサンプル調査

に加えて

労働環境改善に係る取組状況をフォローアップ

④公表の方法：国土交通省及びタクシー協会のHPにて公表

※衆参両院の附帯決議に基づく3年毎の総合的検証にも活用